

令和6年5月27日
防災街づくり担当部
建築安全課

世田谷区狭あい道路拡幅整備条例の一部を改正する条例

1 改正理由

「宅地造成等規制法」から「宅地造成及び特定盛土等規制法」への法律名を含めた改正に伴い、引用条項の変更が生じたこと等により、条例の適用範囲を拡大するとともに、規定の整備を図る必要があるため、「世田谷区狭あい道路拡幅整備条例」の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 第10条第1項第2号

改正された法律名及び条文に合わせた規定の整備に併せて、東京都により宅地造成等工事規制区域が世田谷区内全域に指定されるため、適用除外の条項から宅地造成等規制法による許可を受けて宅地造成に関する工事を行う場合を削除する。

3 施行予定日

規制区域指定日（令和6年7月31日）

4 条例改正新旧対照表

別紙1のとおり

5 今後のスケジュール

令和6年6月 第2回区議会定例会（議案提出）

世田谷区狭あい道路拡幅整備条例の一部を改正する条例新旧対照表（改正箇所抜粋）

別紙 1

改正後	改正前
<p>○世田谷区狭あい道路拡幅整備条例 平成9年3月12日条例第34号 (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第10条 この条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づき土地区画整理事業を施行する場合</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める場合</u> (略)</p> <p><u>附則（令和6年6月 日条例第 号）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和6年7月31日（以下「施行日」という。）から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の世田谷区狭あい道路拡幅整備条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による狭あい道路の拡幅整備に係る手続きについては、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により行うことができる。</u></p>	<p>○世田谷区狭あい道路拡幅整備条例 平成9年3月12日条例第34号 (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第10条 この条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項に規定する許可を受けて宅地造成に関する工事を行う場合</u></p> <p><u>(3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づき土地区画整理事業を施行する場合</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める場合</u> (略)</p>